

修正国際基準（案）へのコメント

企業会計基準委員会 御中

修正国際基準検討に関する貴委員会のご尽力に敬意を表するとともに、以下コメント提出の機会をいただいたことに感謝申し上げます。

<質問2> エンドースメント手続の意義について

（コメント）

意義について同意いたしますが、以下の点において実際にこの修正国際基準を採用する企業が「IFRS任意適用」と言えるのかどうか整理が必要ではないでしょうか。そもそも、修正対象のその他の包括利益やのれん計上がない又は重要性がない多くの企業にとって修正国際基準を採用するメリットがなく、さらに「IFRS任意適用」とも呼べないのであれば、修正国際基準を実際に採用しようという企業はなく、掲げた意義のとおりの実現は困難だと考えるためです。

・ IAS第1号の第16項

「・・・財務諸表がIFRSのすべての要求事項に準拠していない限り、企業は当該財務諸表がIFRSに準拠していると記載してはならない」についてこの規定によると、修正国際基準では「IFRSに準拠」と記載できないと思われます。

その場合にどのような記載及び監査上の取扱となるのでしょうか。英訳版においても「IFRS」という用語の記載すらできないということでしょうか。

<質問3> 「削除又は修正」の判断基準について

（コメント）

「削除又は修正」を必要最小限とした判断基準に同意いたします。

<質問5> 企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第2号「その他の包括利益の会計処理（案）」について

（コメント）

本公開草案で提案している「削除又は修正」内容のうち以下については同意いたしません。

・ 「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動（IFRS 第9号）」について
純損益認識するのは当該投資の認識の中止を行う時のみとし、減損損失認識は不要とすべ

修正国際基準（案）へのコメント

きと考えます。（J-5.7.6A 項の「減損損失（J-5.7.6B 項参照）を認識する場合及び」を削除すべき）

理由としては、結論の背景の第16項に「・・・IAS第39号における売却可能有価証券に類する区分を設定することになり、これまで適用上の問題があった資本性金融商品の減損の有無の検討が必要となる。売却可能有価証券に類する区分を設け減損を求めることは、金融商品に関する財務報告を大幅に改善することにも、複雑性を減少させることにもならない・・・」と記載あるように、結果として売却可能有価証券に類する区分を復活させて減損を求めることとなる修正は、IFRS9号の開発コンセプトの根幹を揺るがしかねないものではないかと懸念いたします。

リサイクル処理は認識の中止（投資の売却や償還等）時点に純損益認識するだけで十分と考えますし、「削除又は修正」は必要最小限とする、という修正国際基準のコンセプトにも沿っているかと存じます。

もし（資本性金融商品の）減損損失の純損益認識にこだわるのであれば、そもそもIFRS第9号は全て削除し、売却可能資産区分を設ける旧IAS 第39号のみを承認すべきなのではないでしょうか。

・「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動（IFRS 第9 号）」について

そもそも信用リスク悪化による（割引率上昇を起因とした金融負債公正価値減少による）純利益計上は直感に反し望ましくないためにノンリサイクル処理となった経緯もあり、あえてこれを純損益認識する必要はないのではないのでしょうか。

もし全てリサイクルすることにこだわるのであれば、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の公正価値については、金融負債発行者自身の信用リスクに起因する価値部分を除いて公正価値認識するよう修正すべきなのではないのでしょうか。

あるいは上記と同様にそもそもIFRS第9号は全て削除し、旧IAS 第39号のみを承認すべきではないのでしょうか。

<質問6> その他の項目の「削除又は修正」の必要性について 及び<質問1>について

（コメント）

IAS第1号の第19項については「削除又は修正」あるいは考え方の整理が必要かと考えます。

IAS第1号の第19項「IFRSの中のある要求事項に従うことが「フレームワーク」に示されている財務諸表の目的に反するほどに誤解を招くと経営者が判断する極めて稀なケースにおいて、関連する規制上の枠組みがそのような離脱を要求しているか又はそのような離脱を禁じていない場合には、企業は第20項に示す方法により当該IFRSの要求事項から離脱しなければならない。」について

・修正国際基準の修正対象の会計処理（「のれん非償却」や「その他の包括利益ノンリサイクル」の修正）は、我が国としてまさに「・・・IFRSの中のある要求事項に従うことが財務諸表の目的に反するほどに誤解を招くと判断する極めて稀なケース」で「関連する規制上の枠組みがそのような離脱を要求しているか又はそのような離脱を禁じていない場合・・・」に該当するとも考えられることから、第19項～24項に従った処理及び開示が必要となってしまうという恐れはないのでしょうか。

これを回避するためには、第19項について我が国の会計基準には該当規定がないことから

修正国際基準（案）へのコメント

も、「削除又は修正」が必要なのではないのでしょうか。

あるいは（これは＜質問1＞へのコメントとなりますが）この第19項を逆用、つまり、指定国際会計基準（ピュアIFRS）採用とIAS第1号の第19項の適用（「のれん非償却」や「その他の包括利益ノンリサイクル」の修正）の組み合わせ方式が可能であれば、修正国際基準採用と同様の効果が得られるのではないのでしょうか。もしこの逆用が可能であれば、ピュアIFRS採用のため「IFRSに準拠」と記載でき、企業側のメリットははるかに大きいかもしれません。

＜質問8＞ その他

その他につき以下コメントいたします。

・ エンドースメント手続きの対象について

個別の会計基準に規定ない事象についての会計処理検討する際などに参照する必要があるかと存じますので、「財務報告に関する概念フレームワーク」も対象にすべきではないでしょうか。

また、初度エンドースメント対象として「2012年12月31日現在の基準等」では、さすがに時点が古すぎないでしょうか。

少なくともIFRS第9号は基準としての一体性の観点からもヘッジ会計や減損も含めた最終版を対象とすべきではないでしょうか。

・ 修正国際基準、日本基準及び指定国際会計基準の間の差異に関する記載の要否について

修正国際基準が金融庁により制度化される段階で定められる見込みとのことですが、3つの基準間の差異を記載し続けることは実務負担大であり、修正国際基準の採用可否を検討する企業にとって判断材料の一つになり得ますので、本基準案において開示規定を追加（要否も含め）すべきではないでしょうか。

以 上

服部 隆
CMA、CIIA